

死是市調書

5852

死亡年月日時刻及場所

昭和二十一年八月

ルン島南部ハナハウ於

右申付ス

昭和二十一年 八月二十八日

氏名	所屬部隊	現住所	本籍地
三十一	特設		
官等	水長		
入籍番			

備考

(一) 本陣番ハ山隊長又ハ、現所取後番等ニ於テ是地方復興局人事部長補佐職シ非スト部
 (二) 兵隊在場ノ時、警務士官、准士官、下士官、兵ニ付記帳ス
 (三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記帳ス
 (四) 知事シアル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記帳ス
 (五) 他人ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ各當該司ニ相手方ヲ記帳ス
 (六) 遺失等

兵市

是地方復興局人事部長補佐



現認証明書

厚生省

故 代は、昭和十八年二月第一三海軍施設
 部が、不出張所海軍主座と、勤務中三月中頃現地微
 用と、当部に入部し、飛行場補修及、マテ、海軍
 飛行場の建設に従事され、昭和十九年九月米軍
 空襲に依り、不市街地は施設全滅に依り、園地に入
 及、軍要請に依り、現地義勇隊、隊長として、物資輸送
 兵舎建設等に従事され、昭和二十年米軍上陸後
 当部隊自給作戦の爲、不市街地約六〇軒、不市街地左岸
 シヤ、初ル地帯にて、食糧生産及、兵舎建設に従事中、栄養
 失調に依り、マテ、病に依り、八月死せられ、
 尚、当時園地生活状態は、兵舎といふ、丸太造りの小屋
 に、木皮、木葉等、まじり、着、み、着、の、状態に、
 食糧等は、兵軍屋等、塩一日一〇、式、マテ、ス、
 (マテ、ス、三、式、

後ハ甘藷ノ葉ヲ食ベテナリ

藥品ハ極度ニ僅少ニテ上級將校用ハ使用シ一般兵
義勇隊員等には余程ノ事ヲ外使用ナシ
右ニ通り相達シ無キ事ヲ證明致シます

昭和三十三年四月三日

現住所

元海軍一〇三施設部ハオオ張所

海軍ニ在

FP